

経験豊富な講師が現場で役立つ知識と技術やノウハウを伝授します。

訓練内容・科目

総訓練時間数 318 時間

学科

入所式・修了式
安全衛生
医療事務一般知識
関連法規
歯科助手基礎知識

実技

保険請求事務
医療コンピュータ
歯科助手実務
試験対策
チャイルドケア
接客カウンセリング

訓練・生活給付金

職業訓練を受講している間、
資格要件を満たした方には、
訓練・生活支援給付金が支給されます。

※詳しくはハローワークまでお問合せ下さい。

- 被扶養者のいる方 12万円
- 上記以外の方 10万円



訓練・生活支援給付金について

職業訓練を受講している間、単身の方には毎月 10 万円、扶養家族のいる方には毎月 12 万円の訓練・生活支援給付金が支給されます。以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

- ※ 職業訓練を受講している間、単身の方には毎月 10 万円、扶養家族のいる方には毎月 12 万円の訓練・生活支援給付金が支給されます。
- ※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月 8 割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません
- ※ 一定の要件を満たした方に支給されます。
- ※ 応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。
- ※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- ※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。
- ※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
- ※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。



選考会場・訓練実施場所

教室は銀座駅、東銀座駅から徒歩2分!

4 路線から通学可能。通学に大変便利です。
(銀座線・日比谷線・丸の内線・浅草線)



TEL. 03-3545-8818

株式会社バンチャール [受付時間] 11:00~17:00
〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-13 ニュー東京ビルディング3F
<http://www.aqua-peace.net>

